

12月定例会を12月7日から14日まで開きました。

条例の改正や補正予算、意見書案、また、今後の海田町の指針となる基本構想(平成23年度から32年度まで)の策定などが提出され、慎重に審議した結果、政党助成金(交付金)の廃止を求める意見書案は否決、そのほかは全会一致で可決しました。基本構想の策定については、基本構想審査特別委員会に付託しました。内容は、7ページでお知らせします。

正算 補予

町道や下水道の整備、ワクチン接種助成など
総額 三億四千九百万円

町道や下水道の整備、子宮頸がんなどのワクチン接種費用助成などの補正予算が提出され、全会一致で可決しました。

町道六号線バイパスの整備

延長：五十三m
幅：八・五m
三千六百万円

三迫三丁目地内の町道六号線バイパスの整備が進みます。



道路整備が進みます

公共下水道の整備

東一丁目
三迫二丁目地内
五千万円

東一丁目地内と三迫二丁目地内の下水道(汚水)の整備が進みます。
東一丁目地内は、整備延長二百三十メートル、三迫二丁目地内は、整備延長百八十メートルが整備されます。



順次進みます

三ワクチン 接種無料化

子宮頸がんなど
五千三百万円

国の「子宮頸がんワクチン接種緊急促進臨時特例交付金」の創設に伴って、接種対象者が無料で接種が受けられるよう、接種費用が助成されます。

対象

● 子宮頸がん予防ワクチン
中学一年生、高校一年生の女子(三回接種)

● ヒブ(インフルエンザ菌b型ワクチン)(細菌性髄膜炎予防)
〇〇四歳の乳幼児(〇歳時三回接種、一歳時二回接種、二、四歳時二回接種)

● 小児用肺炎球菌ワクチン(細菌性髄膜炎や急性中耳炎予防)
〇〇四歳の乳幼児(〇歳時三回接種、一歳時で初回接種の場合二回接種、一歳時追加接種の場合一回接種、二、四歳時一回接種)

〇〇四歳の乳幼児(〇歳時三回接種、一歳時で初回接種の場合二回接種、一歳時追加接種の場合一回接種、二、四歳時一回接種)



便利になります

路定 道認 東二丁目地内 町道三百三十七号線 認定

広島県が整備した道路を取得

広島県が工事で使うために整備した、東二丁目地内の道路を取得し、町道三百三十七号線として認定することについて全会一致で可決しました。

定理 指管

海田総合公園
指定管理者を指定

平成二十三年四月一日から
平成二十七年三月三十一日まで

海田総合公園の指定管理者の指定について提案され、全会一致で可決しました。指定の相手方は、興園芸株式会社で、指定の間は、平成二十三年四月一日から平成二十七年三月三十一日までの四年間です。



総合公園の管理棟とテニスコート

原爆「黒い雨」指定地域の拡大を求める意見書案など

三意見書案 全会一致で可決

原爆「黒い雨」指定地域の拡大を求める意見書案

内容

国は一九七六年に広島原爆の「黒い雨」大雨地域（宇田降雨図）を健康診断受診者証交付地域に指定した。しかし、その線引きは原爆の実相を反映していないとの被災者の声が出され、地域拡大を求める活動なども行われてきた。

国は被爆の実相解明と被害者救済は核兵器を使用させないための被爆国の責務と受け止め、被災者の高齢化を考慮し、早急の指定地域拡大を実施されるよう求める。

介護保険制度の抜本的な基盤整備を求める意見書案

内容

安心して老後を暮らせる社会の実現を目指すため、政府において、介護保険制度の抜本的な基盤整備をすべく、次の点について早急な取り組みが行われるよう強く要望する。

① 介護三施設を倍増させ、特定施設、グループホームを三倍増すること。
② 在宅介護への支援強化。

● 二十四時間三百六十五日訪問介護サービスへの大幅な拡充や小規模多機能型居宅介護施設の充実を行う。

● 「レスパイト（休息）事業」を大幅に拡大すること。

● 市町村が介護保険法とは別に自らの選択により支援事業を行う場合の

国からの助成を拡大すること。

③ 手続と要介護認定審査を簡素化し、すぐに使える制度に転換すること。

④ 介護従事者の待遇改善につながる介護報酬の引き上げを行うこと。

⑤ 制度改善に必要な財源確保。

● 介護保険料の公費負担割合を五割から、当面六割に引き上げ、平成三十七年には介護保険の三分の二を公費負担でまかなう。

● 介護保険制度抜本改善は社会保障の財政論の基本を踏まえて進める。

⑥ 保険料・利用料を減免し、低所得の高齢者には、原則として介護保険料・利用料を免除する仕組みにすること。

大幅増員と夜勤改善で安全・安心の医療・介護を求める意見書案

内容

国において、看護師等の大幅増員を実現し、安全でゆきとどいた医療・看護・介護の拡充を図るため、次の事項について要望する。

① 看護師など夜勤交替制労働者の労働時間を一日八時間、週三十二時間以内、勤務間隔を十二時間以上とすること。

② 医療・社会保障予算を先進国並みに増やし、医師・看護師・介護職員等を大幅に増やすこと。

③ 患者・利用者の負担を減らし、安全・安心の医療・介護を実現すること。

可決した意見書は、内閣総理大臣をはじめ関係機関に送付しました。詳細は、議会のホームページをご参照ください。

政党助成金（交付金）の廃止を求める意見書案

内容

政党助成金は、受取申請した政党が税金を山分けする制度である。

この制度は国民にとつて、支持していいない政党への強制献金であり、「思想及び良心の自由」を踏みにじる憲法違反の制度である。

よって次のことを強く要請する。

① 政党助成金（交付金）の廃止を求める。

② 政治資金規正法を遵守し、政治とカネの汚れた関係を断ち切る。

政党助成金の廃止を求める意見書案を否決
【賛成三・反対十二】

Q 政党助成金は国会での予算審議の結果、可決されて初めて交付されるものである。したがって、強制献金や憲法違反にはならないと考えるがどうか。

A 税金が充てられるということは、国民が特定の政党を支持しているように見えて、強制的に献金させられるということになり、憲法違反である。

賛成討論

政党助成金は税金である。税金のムダづかいを正せという国民の強い願いから言えば、政党助成金は事業仕分けにおいて真つ先に仕分けられ、廃止すべきものであると考え、この意見書案に賛成する。